

内閣参質一九五第三号

平成二十九年十一月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員有田芳生君提出ストックホルム合意における遺骨及び墓地、残留日本人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出ストックホルム合意における遺骨及び墓地、残留日本人に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「当該人道問題」については、政府としては、例えば、外務省、厚生労働省等の関係府省・関係機関が緊密に連携を図りながら、日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしているところである。

二から四までについて

御指摘の「当該人道問題」については、政府として必要な情報収集を行うとともに、日朝政府間協議等において本件を取り上げる等の取組を行ってきたところである。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

五について

御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」以降、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。

六について

御指摘の「一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人」や「残留日本人」のうち死亡した者の遺族、関係者」の範囲が明確でなく、一概にお答えすることは困難である。